

●● アラフォー・ママの会

▼ 子育て支援センター

日時 ▶ 8月30日(金) 13:30～14:30

会場 ▶ やねのにつぼうホール豊川(プリオ5階)

内容 ▶ 育児に関する情報交換や同世代のママ同士の交流など

対象 ▶ おおむね38歳以上で生後6カ月ごろまでの第1子をもつ方、または第1子を妊娠中の方

定員 ▶ 10組(先着順)

費用 ▶ 無料

持ち物 ▶ 子どもを寝かせるためのバスタオルなど

申込 ▶ 8月6日～16日の10:00～17:00、電話で受付

●● 育児休業明け保育所等入所予約制度

▼ 保育課

育児休業明けの保護者の方は、令和7年5月以降における保育園などの入園を予約申込することができます。

申込要件 ▶ 次の4つを全て満たす必要があります。①令和6年9月30日時点で児童が出生していること②0～2歳児クラスの児童であること③保護者が育児休業後に、育児休業取得前の職場に復帰し、保育を必要とする事由にあてはまること④育児休業から復帰する保護者自身が社会保険に加入していること

定員 ▶ 40人程度

申込 ▶ 10月7日～18日、申込書などを、直接、保育課(本庁舎1階)へ。応募者多数の場合は、保護者の就労内容などにより選考

その他 ▶ 対象となる園などは、市ホームページを確認してください

●● 市遺児の育成をはかる手当を支払います

▼ 子育て支援課

8月定期支払い分(7月～8月分)を8月15日(木)に、指定された金融機関口座へ振り込みます。個別の支払い通知はありませんので、預金通帳などで確認してください。

●● 児童福祉各種手当の現況届の提出

▼ 子育て支援課

児童扶養手当、県遺児手当、市遺児の育成をはかる手当を受けている方は、現況届などの提出が必要です。8月上旬に通知文を郵送し、8月30日(金)まで、子育て支援課(本庁舎1階)で受付をします。現況届などを提出しないと、11月分以降の手当が支給されませんので、ご注意ください。



豊川市の子育て情報をお届けします

- 子育て支援課 ☎ 89-2133
- 保育課 ☎ 89-2274
- 子育て支援センター ☎ 89-1398
- 子どもの発達についての相談に関しては
- 児童発達相談センター ☎ 56-8733
- 子育ての訪問相談に関しては
- 利用者支援専用ダイヤル ☎ 89-7031

●● ハピハピ教室

▼ 子育て支援センター

日時 ▶ 10月29日(火)・30日(水) 10:00～11:00

会場 ▶ 小坂井文化会館

内容 ▶ 親子で一緒に楽しめるリトミック

対象 ▶ 市内に在住で、令和4年4月2日～令和5年4月1日生まれの子どもと保護者

定員 ▶ 各回10組(先着順)

費用 ▶ 無料

申込 ▶ 8月27日～9月13日、直接、または電話で、子育て支援センターへ



はびるん

●● 子育て世帯加算給付金(1人5万円)

▼ 豊川市給付金コールセンター(☎95-0221)

物価高騰により家計への影響が大きい子育て世帯に対し、子育て世帯加算給付金を支給します。

対象世帯 ▶ 令和6年度住民税非課税世帯等支援給付金(10万円)の支給対象世帯(令和5年度に子育て世帯加算給付金の対象となった世帯を除く)

対象児童 ▶ 令和6年6月3日時点で同一世帯に属する18歳以下の児童(平成18年4月2日以降に生まれた児童)。ただし、令和6年6月4日以降に出生した児童、別居だが生計を同一にする児童がいる場合など、例外的に、申請により対象となる世帯があります

支給額 ▶ 対象となる児童1人当たり5万円

申込 ▶ 11月15日(金)まで(消印有効)。8月上旬以降に発送予定の子育て世帯加算給付金支給要件確認書に必要事項を記入し、同封された返信用封筒で返送してください。なお、申請後に審査があります

その他 ▶ 詳しいことは、豊川市給付金コールセンターに電話、または市ホームページで確認してください